

（臨時乗車定員）

第160条 臨時乗車定員に関し、保安基準第54条第2項の告示で定める人数は、座席定員と第112条第2項の規定を適用しないで計算した場合の立席定員との合計とする。この場合において、立席定員は、立席面積の合計を 0.14m^2 で除した整数値とする。